

## 八王子市生涯学習審議会会議録（要点筆記）

会 議 名	平成 28 年 2 月 八王子市生涯学習審議会	
日 時	平成 28 年 2 月 1 日（月） 午後 7 時 00 分～9 時 00 分	
場 所	八王子市生涯学習センター 第 2 学習室	
出席者氏名	委 員	三浦眞一 岡本夢乃 浅井揚三 石川智子 碓井恵夫 小倉艶子 尾暮亮 加藤方浩 小林正博 小宮山博仁 柴田彩千子 村上ひろみ
	事務局	井上生涯学習政策課長 塩澤主査 川久保主事 村田南大沢図書館長 福島川口図書館長
欠席者氏名	炭谷 晃男	
議 事 案 件	≪議題≫ ・平成 28 年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会について ・一般社団法人全国社会教育委員連合（「社教連」）の組織存続のための緊急提案について	
	≪報告事項≫ ・教育委員会定例会における関連事項について ・平成 27 年度生涯学習関連事業評価について ・平成 27 年度「読書感想画」・「読書感想文」各コンクールの実施結果について	
配 付 資 料 名	・平成 28 年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会について ・一般社団法人全国社会教育委員連合（「社教連」）の組織存続のための緊急提案 ・平成 27 年度 生涯学習関連事業評価シート ・平成 27 年度「読書感想画」・「読書感想文」各コンクールの実施結果について	
	1. 開 会 2. 定足数の確認 出席者 12 名、会議の成立を確認 3. 会議録署名委員 柴田委員を指名 4. 議 事  議事案件 1 平成 28 年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会について 平成 28 年度に本市が、東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下「都市社連協」という。）の会長市となり、会議及び各行事を主催することになる。新役員や年間の統一テーマ及び交流会の内容等について検討する。 <div style="text-align: right;">説明者：事務局</div>	

事務局：平成 28 年度定期総会（4/16 開催）において、新役員や事業について議事案件となる。本日は新役員として、会長・会計を選出するとともに、来年度の統一テーマを検討する。まずは、平成 28 年度都市社連協会長に、本審議会三浦眞一会長、会計に岡本夢乃副会長の内諾を得ているが、人選についてお諮りする。

副会長：ただいまの説明に対し、質問・意見等あるか。

委員：（異議なし）

事務局：続いて、平成 28 年度都市社連協統一テーマ（案）について、「八王子市生涯学習プラン」の基本理念である「市民・地域がともに高めあう 学びのまち ～みんなが まなぶ いかす つながる～」を提案する。

副会長：ただいまの説明に対し、質問・意見等あるか。

委員：（異議なし）

事務局：次に、平成 28 年 12 月 17 日（土）13 時から八王子市学園都市センターで開催予定の交流大会について。内容はブロック研修会報告のほか、立川市にある「国立極地研究所」の所長である「白石 和行」氏の講演を行う予定。なお、大会終了後、学園都市センター内の「交流サロン」において、懇談会を開催予定。交流大会案について、以上の内容を提案する。

副会長：ただいまの説明に対し、質問・意見等あるか。

委員：基調講演の題材はすでに決定しているのか。

生涯学習政策課長：現時点でご本人との折衝を行っていないため、時間等を含め未定である。今回白石氏に講師依頼することを提案することになった経緯としては、三浦生涯学習審議会会長の紹介であり、実際に南極観測隊の経歴を持ち、体験者ならではの苦悩や経験をお話いただける方である。当審議会でご承認いただけた場合、直接出向き、依頼したいと考えている。

委員：過去の交流大会では、生涯学習に関連のある方が講師となり、講演を行っているが、本講演内容が生涯学習あるいは教育とどのように関連しているか明確にした上で、どのような講演内容にするか講師との調整が必要である。

生涯学習政策課長：統一テーマが本市生涯学習プランの基本理念であり、テーマに沿った内容となるよう、考え方を示したうえで調整する。

副会長：委員の意見を踏まえ、事務局で内容を検討していただきたい。

委員：交流大会の「ブロック研修会報告」とは。

事務局：平成 28 年度に実施された各ブロックの研修会について、ブロック幹事市の代表者が報告を行うものである。

副会長：他に意見がなければ次の事務局より説明を。

事務局：次に予算案について。「収入の部」では、都市社連協加入の市町からの分担金のほか、「繰越金」により運用している状態だが、毎年繰越額が減少している。現時点での予算案とな

るが、内容について更なる精査のうえ、今月 18 日の都市社連協役員会・理事会に諮る。

会 長：予算案について質問、意見等あるか。

委 員：(異議なし)

事務局：次に平成 28 年都市社連協日程案について。前回までに示した日程案に加え、理事会の日程を追加したので確認を。

## 議事案件 2 一般社団法人全国社会教育委員連合（「社教連」）の組織存続のための緊急提案について

3月4日、社教連理事会において、別紙提案（H27.11.20付）を諮り、了承・議決したいとの提案がでている。現会長市である西東京市より、各市における緊急提案の賛否について、集約のうえ理事会に臨みたいとのこと。このことについて、本市における賛否または意見を提出する提案内容：社会教育委員1人1任期中に1口2千円の寄付（任意）を社教連として組織的に取り組む。

説明者：事務局

会 長：ただいま事務局より説明があったが、意見等あるか。

委 員：「社教連」がどのような組織かわからない。他の委員も同じではないか。この組織がなくなった場合、社会教育法が変わり、法律上の社会教育委員がいなくなる等の問題まで広がるか。組織がなくなった場合の影響について不明である。また、本市は「生涯学習審議会」であり、社会教育法の「社会教育委員」とは異なるものであり、このような議論を我々が行って良いのか。法律で守られている「社会教育委員」と同等に寄付金を払うという点においても矛盾を感じるが、事務局としてどのように考えるか。

生涯学習政策課長：まず、社教連という組織は、社会教育委員の全国組織である。活動内容としては、資料に記載のあるとおり、社会教育委員活動を支える全国組織であり、全国社会教育大会の開催等となるが、本組織がなくなった場合、社会教育法が変わる等の影響はないと考えている。また、委員の指摘どおり、本市には、「社会教育委員」として委嘱している委員はいない。平成11年に学校教育や社会教育を統合する形で「生涯学習」という考え方を打ち出し、その統合の過程で、身分としては「社会教育委員」を廃止し、「生涯学習審議会委員」となった経緯がある。「生涯学習審議会」は「社会教育委員会」「公民館運営審議会」「図書館協議会」が統合されたものであり、社会教育委員の立場を引き継いでいるものであると考えられる。ただし、「社会教育委員」ではないということになる。

委員：それでは、我々生涯学習審議会委員は社会教育法で保護される社会教育委員ではないということになるか。社会教育法では社会教育委員を置かなければいけないのか、自治体で設置するか否かは自由であるか。

生涯学習政策課長：社会教育法が施行された以降に、「社会教育委員」とその他の委員が統合し「生涯学習審議会」となっており、立法の趣旨からいえば、委員の「保護されているか否か」という質問に対しては「保護されている」ということになると考える。

会長：社会教育法では「社会教育委員を置くことができる」となっている。実際に、23区では設置していないところも多くある。本市の場合、社会教育委員とその他の委員が統合した時点で、社会教育委員は廃止されているため、権限についても消滅していると考えられる。広い意味で、生涯学習に社会教育も含まれ、引き継いでいるものが多いが、一部権限として「教育委員会に対し提言できる」という部分に関しては消滅していると考ええる。

委員：それでは、なぜ重要な社会教育法の一部権限をなくしたのか疑問であり、矛盾である。また、このような提案についても矛盾していると感じる。

生涯学習政策課長：「社会教育委員と公民館運営審議会委員の役割及び中央公民館と生涯学習センターのあり方について」の諮問に対し審議し、生涯学習審議会が設置された経緯がある。しかし、それは当時の考え方であり、今の時代に則しておらず、明確な位置づけが必要ということであれば、教育委員会からの諮問を受けてすることは可能である。

委員：このような事実があるということを知ってほしい。

会長：当時から矛盾点の指摘はあった。しかし、新たに法律を作ることは至難であり、第一段階として条例を策定することになった。また、都市社連協においても「生涯学習審議会に名称を変えた市は脱会した方がよいのではないか」という意見もあった。このように、各方面に矛盾点もある。今回の提案に対しては、都市社連協会長市から各市の意見を踏まえ、決定したいという考えであり、これを議題としている。

委員：当団体は公益性が高い団体である。公益社団法人化を考えてもいいのではないか。

会長：国が生涯学習の議論を行うとなった場合、社会教育について、国に意見する団体がなくなってしまうことが懸念される。

委員：一人2,000円の寄付とあるが、本団体は公益性が高く、団体として個人の寄付に頼るとのはうまくないのでは。自治体が負担するような仕組みでもいいのではないか。

生涯学習政策課長：今の意見は、賛否ではなくその他の意見として提出させていただきます。

会 長：あくまで任意であり、可決された場合も個人の意思で支払わないという判断はあり得る。

委 員：なぜ、赤字になってしまう運営をしているのか。我々委員が、どのように全国組織と関わっているかがわからない。存続意義として「文科省の社会教育政策への関与」が挙げられているが、文科省では現在、学校運営協議会を立ち上げている。学校運営協議会は学校教育の範疇であり、放課後子ども教室やPTA活動は社会教育の範疇であるという説明があった。しかし、社会教育はそれらの活動を支えてくれているかという点、実際には地域の有志により成り立っている部分が多い。全国組織をなぜ一個人が支えなければいけないのか。また、委員個人個人の関わり方は人それぞれであり、長く委員を務める方もいれば、そうでない方もいる。ゆえに一個人が援助するのではなく、都市社連協による分担金（値上げするなど）のなかで工面することができないのか。

会 長：意見として提出する。

生涯学習政策課長：社教連の運営については、決算資料を確認することができる。また、社教連の存続意義として挙げられている「文科省の社会教育政策への関与」については、昨年11月に、生涯学習と学校教育を統合し、学校運営協議会や放課後子ども教室等と一つまとめるという考え方を示しており、今後は大きな括りでの教育施策に変わっていくと考える。そのように、文科省の考えを変えていく一躍を担っているという部分をいうのではないか。

委 員：文科省では社会教育は生涯学習の中心であり重要なものと考えているか。

委 員：文科省では、社会教育という理念は弱くなってきているように感じる。最近では、チーム学校という考えを打ち出しているが、その中でも、社会教育は重要な役割を担うべきと考える。しかし、近年は生涯学習という括りの中で、社会福祉（ソーシャルワーカーやカウンセラー）に重点が置かれているように感じる。

委 員：本件の可否に関わらず、今後組織をどのような形で運営しようとしているか。（可決ならば存続、否決ならば解体という結論か。）

生涯学習政策課長：都市社連協理事会までに、本市としての総意を提出する必要があるが、本市の「未定」という回答で、併せて意見を提出する形でよろしいか。

委 員：「未定」という回答に賛成である。

会 長：追加意見があれば、事務局まで連絡を。

生涯学習政策課長：本日の意見、及び追加意見を都市社連協に提出する。

《報告事項》

- ・教育委員会定例会における関連事項について  
教育委員会定例会の議事案件の中から生涯学習関連事項について報告  
(会議次第2ページ参照)

報告：生涯学習政策課長

会 長：成人式に出席した委員は感想を。  
委 員：実行委員会が作り上げたイベントが素晴らしく、新成人は整然  
としていた。

- ・平成27年度生涯学習関連事業評価について  
前回までにご審議いただいた内容を踏まえ、新たに施策の「展開毎の予算額  
合計」としてグラフを作成。

報告：事務局

委 員：「予算額」というものはすべて公費（市の予算）であるか。  
事 務 局：市の予算若しくは指定管理者の予算となる。  
委 員：予算と決算の比較ができるように作成を。  
事 務 局：予算に加え決算のグラフを作成する。

- ・平成27年度「読書感想画」・「読書感想文」各コンクールの実施結果について

平成27年8月26日(水)～9月30日(水)の期間で実施。応募数は読書  
感想文コンクール4, 183作品(昨年度3, 406作品)、読書感想画コ  
ンクール 1, 215作品(昨年度 988作品)となった。

平成28年2月6日(土) に表彰式を実施。また、中学生の受賞者には東  
京八王子西ロータリークラブの協力のもと、台湾高雄市に派遣をする。

説明者：川口図書館長

委 員：市立学校が対象であるか。  
川口図書館長：本市在住者が対象である。  
委 員：感想画とは。  
川口図書館長：本を読んで得たイメージを絵にしたもので、感じたことのキャ  
プションを付けて応募する。  
委 員：特別支援学校からの応募はあるか。また、市からの周知はされて  
いるか。

川口図書館長：今回、問い合わせはあったが、応募はなかった。学校への周知  
は行っていないが、ホームページ等で周知を行っている。今後さ

らなる周知に努める。

・その他

本審議会の任期は平成 28 年 6 月末となる。来年度都市社連協の会長市であることから、公募委員及び学校推薦の委員以外は継続の方向性で進めていきたい。

説明者：生涯学習政策課長

会 長：次回の会議日程は調整の上、別途事務局より連絡をする。  
本日の会議は以上をもって終了する。

5. 閉 会（午後 9 時 00 分）

上会議録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市生涯学習審議会会長

八王子市生涯学習審議会委員